

■議案第21号 行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について

【要旨】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により規約を定め、令和2年8月1日から四万十町の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を高知県に委託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

【当該事務の現状と課題】

行政不服審査会に関する事務は、案件発生に備えて担当職員が専門的知識を習得する必要がありますが、本町を含む多くの市町村では、発生する案件が年間1件もないことから、十分な知識やノウハウの蓄積が難しいこと、また、地域に専門的な知識を有する人材が少なく、行政不服審査会委員の確保が困難なことが課題となっています。

行政不服審査会等への諮問件数	H28	H29	H30	計	1団体当たり 年間処理件数
① 高知県	0	3	3	6	2.00
② 市町村、一部事務組合等（計60団体）	5	4	8	17	0.09
③ ②のうち高知市を除く件数	4	4	5	13	0.07

※四万十町は、各年度0件

【当該事務の共同処理の検討経過】

上記課題の解決のため、高知県及び県内市町村で組織する高知県行政不服審査法上の附属機関に関する事務の共同処理ワーキンググループが平成31年4月に設置され、昨年11月に次の内容の報告書が取りまとめられました。

〔報告書概要〕

① 附属機関に関する事務の共同処理について

専門性や委員の確保、ノウハウの蓄積や業務効率の向上とともに、職員の負担軽減が図られることから、共同処理を行うメリットが大きいと考えられるため、県内市町村、一部事務組合等で共同処理を行うことを提案する。

② 共同処理する事務の範囲について

附属機関を共有するだけでなく、事務局の事務についても、共同処理を行うことで、より業務の効率化が図れることから事務局も含めて共同処理を行うことを提案する。

③ 共同処理する方法及び団体について

現在の諮問件数の状況を踏まえた場合、既に一定の件数があり、人員体制がある団体への委託が効率的と考えられること、行政不服審査法上の附属機関に関する事務については、中立の立場から客観的な判断を行うものであり、構成団体の意見を反映させる必要はないと考えられることから、権限が委託先に移る「委託」による共同処理を行うことが効率的と考える。

このことから、受託団体は実績が多く、事例やノウハウの積み重ねがある団体が適当であると考えられるため、高知県とすることを提案する。

④ 費用負担について

経常経費については、均等割等を採用すれば、審査請求がない団体において、毎年、負担金の支払いに関する事務が生じるなどの事務処理が煩雑となることから市町村等からの負担は求めないこととする。

臨時経費については、実際の事務処理時間や、開催回数等実績に応じて算出する場合、答申を終えるまで額が確定せず、算出するための事務も繁雑となることから、委託側、受託側双方の負担軽減のため、標準処理時間や標準開催回数を基に算出した固定額とする。

この提案を受け、高知県では委託を希望する市町村等（高知市を除く全ての団体の予定）との令和2年8月からの委託開始に向けた調整が行われています。

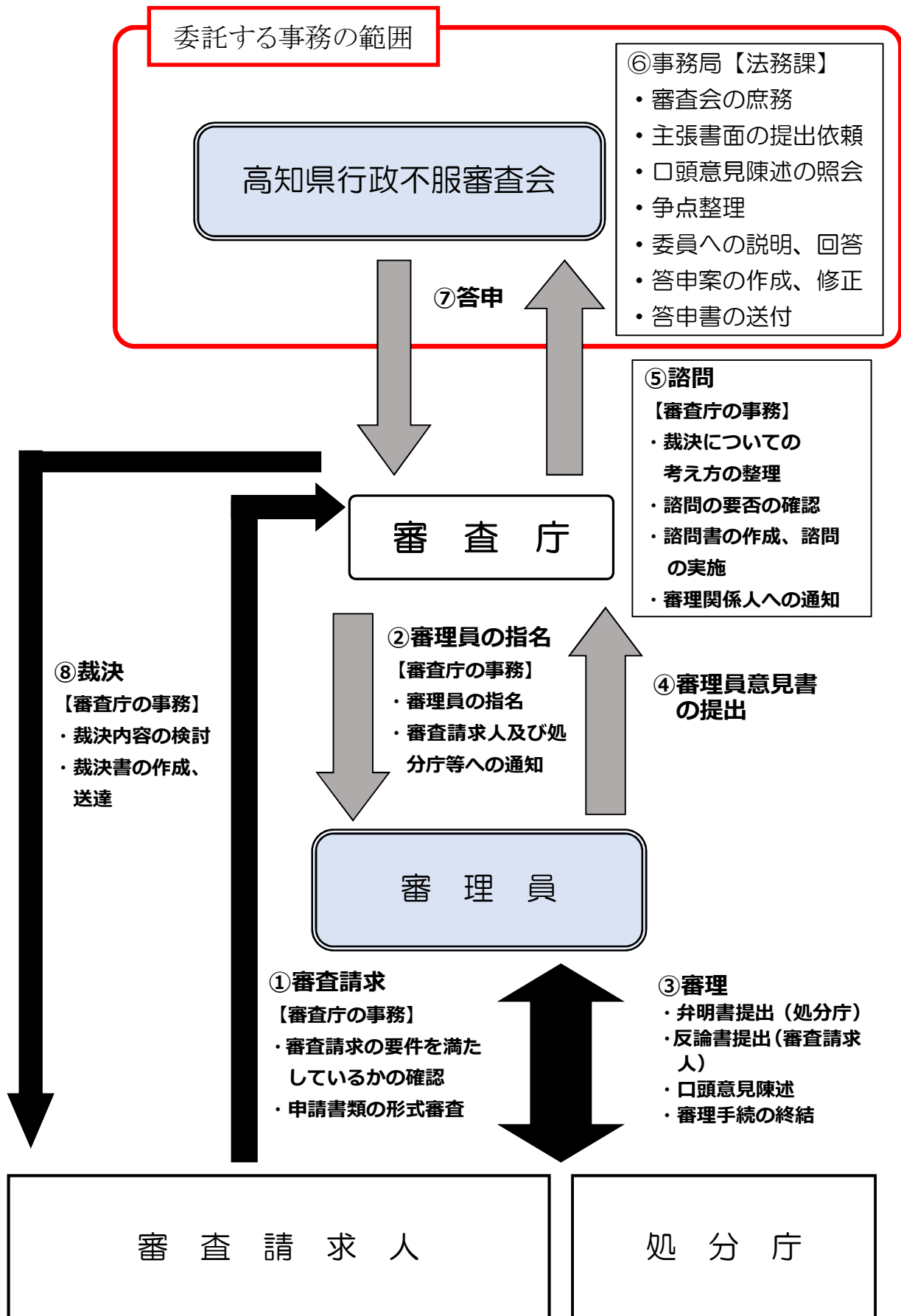
【当該事務の費用負担】

当該事務に係る市町村等の費用負担の額は、令和2年度については、諮問1件当たり323,400円の予定です。なお、この金額については、3年後を目処に実際の審査状況等を踏まえて見直しが予定されています。

【今後のスケジュール】

本議案の議決後	・事務の委託に関する協議書を県に提出
6月～7月 (高知県が実施)	・受託に関する議案の提出 ・総務大臣への届出
7月～8月 (市町村等が実施)	・事務の委託をした旨及び規約の告示 ・県条例等が適用される旨及びその条例等を告示 ・事務の委託に要する経費に関する協定の締結

【行政不服審査の基本的な流れ】



【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

第3節 普通地方公共団体相互間の協力

第2款 協議会

（協議会の設置）

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

5・6 （略）

第3款 事務の委託

（事務の委託）

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

（事務の委託の規約）

第252条の15 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務（以下本条中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

（1） 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体

（2） 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

（3） 委託事務に要する経費の支弁の方法

（4） 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

（事務の委託の効果）

第252条の16 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。